

## 令和5年度第5回 多摩市総合計画審議会会議録（要点録）

■開催日時 令和5年7月13日（木） 午後7時～午後9時

■開催場所 多摩市役所 本庁舎4階 401会議室

■出席委員 13名（50音順）

朝日 ちさと会長、有賀 敏典委員、岩佐 玲子委員、小笠原 廣樹委員、  
勝田 淳二委員、紀 初子委員、澤登 早苗委員、高木 康裕委員、  
春田 祐子委員、福井 博文委員、細野 佳苗委員、田中 和則委員、鷲尾 和彦委員

■欠席委員 2名（50音順）

宮本 太郎副会長、尾中 信夫委員

■事務局

阿部市長、鈴木企画政策部長、小形企画課長、秋葉企画調整担当主査、  
池田主任、上川主任

■傍聴者 1名

■議事日程

開会

- 1 前回要点録の確認
- 2 第六次多摩市総合計画の施策ページについて
- 3 その他

閉会

## 【開会】

出席委員数は13名であり、定足数に達しているため審議会は成立した。

(事務局より配布資料の確認)

### 【1 前回要点録の確認】

前回要点録(資料64)の確認を行い、修正等なく了承された。

### 【2 第六次多摩市総合計画の施策ページについて】

○健康、医療、介護、福祉分野(政策B 施策1～4)

事務局より資料63-2について説明。

事務局 分野を網羅的に記載しているが、絞り込みも行っているため、記載はないが追加が必要と思われる取組についてのご意見や、専門家の観点からのご意見もいただきたい。

委員 事務局の尽力により、目指すまちの姿を中心に読みやすく整理されている。現状と課題は、他人事ではなく自分たちの問題であるとの呼びかけと感じた。こういった現状に対して、どうやって住みやすい生活に向かうか市民に考えてもらえると嬉しい。また、まずは民生・児童委員が相談相手となるが、気軽に相談できる窓口があればいいという記載もあったが、可能であれば市民が相談窓口につながるような情報を許される範囲で記載いただけるとありがたい。

現在、民生・児童委員は三十数名の欠員となっている。次期委員募集の声掛けをする中、断られる理由で最も多いのが就労である。今、ほとんどの女性は子どもの学費のためなどの理由で働いたり、地域で別の役を担っている。次に多い理由が親の介護で、同居をしていなくても兄弟で交代して対応している場合が多い。3つ目に家族または本人の体調が挙げられる。このような理由で民生委員の充足率は上がらない。

地域福祉推進委員会は、多摩市を10エリアに分け、住民参加型の委員会を開いている。身近な問題を提案し合いながら、何ができるか何が必要かについて議論している。高齢でも活動している方の力や経験を参考にして取り組んでいるが、後任者探しにはなかなかつながらない。やりたくてもやれない理由があることが多い現状をどうしたらよいか。民生委員にはそれぞれ担当エリアがあるので、30人の欠員はかなり大きい。東京都内、また全国でも同様の課題がある。どのように福祉の手が届かない市民に対応するか、非常に大きな課題の一つと感じている。

事務局 施策ページでは表しきれない実情を補足いただいた。例えば平日の会議は働いている方にとっては参加しにくいなどの課題はある。民生委員が次の候補者を探す前提となっているが、担当課でも支援している。また、相談先を総合計画に載せられるかというご意見については、これまでの取組も合わせコラム部分で対応することを検討する。

会長 総合計画は読み物として理解することも重要だが、ここから必要な情報につながることも期待されている。

委員 目指すまちの姿と施策の関係が示されているのはわかりやすい。一点目、施策1の「(2)健康づくり活動のさらなる充実」には、これまで健康づくりに取り組んでいなかった人に対してきっかけとなる取組みが書かれている。歩行者専用道路や、公園や緑が豊かであることを生かして、多摩市を健康づくりのための場としてクローズアップし、公園や道路を整備するなど、市民の健康づくりの場の拡大になるような観点を持つとよい。

もう一点は、施策4の「(2)地域における支援体制の構築」で「～地域における発達支援体制の構築を検討します」、「(3)障害への理解・差別解消の促進」では「～さらなる障害理解・差別解消の取組を検討します」とあるが、「検討します」よりポジティブな「していきます」といった表現にしたい。また、「検討します」となっている取組は新規だと思われるが、最終的にどのように記載するかは別として、計画全体として、新規や拡充であることがわかる表記としたい。

またもう一点、施策4の成果指標・目標値について、「②障がいのある方やその家族が日常生活の中で障がい者への差別等を「ほとんど感じない」「全く感じない」割合」は現状55.9%であるがかなり低い印象である。この値は少なくとも70%以上にできるだけ早く引き上げたい。施策の方向性「(3)障害への理解・差別解消の促進」で「条例に基づき～」とあるが、どのような観点で何を行うかについて記載したい。障害者差別解消法が少し前に制定されたが、例えば、飲食店における盲導犬の受け入れを推奨するなど合理的配慮を広げる取組みをして、そうした店舗を積極的にPRするなど、具体性のある取組を表現したい。

事務局 施策1の健康づくりにおける施設整備について、市内を歩くウォーキング活動などを健康づくり推進員が実施している。一部の公園では体を伸ばすなどの運動ができる健康遊具を整備しているため、記載については担当課と検討する。

また、施策4の「検討します」について、差別解消の取組はこれまでも実施しているため、それを受けて今後についての検討であると思われる書きぶりを検討する。多摩市は差別解消条例の制定に伴い、バリアフリー改修への支援なども行っているが、そこはどこまで記載するかである。

発達支援体制の構築については、こういった形でできるか現在まさに検討中であるため、場合によっては「検討」を残さざるを得ない。事業単位ではなく内容によってまとまりのある書き方をしているため、新規がはっきりとわかるような記載は難しいが、毎年度の予算編成では新規事業は事業単位で確認できる。

委員 健康づくりについては、多摩市は、「ウォーカブルシティにする」と直接的に記載できるかどうかは別として、世の中の動きとして大きく取り上げた方がよい。

事務局 市では遊歩道延長が40キロ超あり、現在ウォーカブルシティに名乗りを上げているため、その点は検討したい。

委員 ウォーカブルシティを新たに進めるのであれば、この計画で積極的に実施する姿勢を示すために、新しい取組であることがわかるようにしたい。

会長 印をつけることで分類になるのを避けるためにコラムのような形ではいかがか。委員が指摘されたウォーカブルシティについては、健幸まちづくりの記載では活動する場としてハード面の話が出てきている。ハード部分の記載をしている施策で再度取り上げる

のか、分野横断的に関わるのではないかとも感じた。

委員 施策1の目指すまちの姿では、健康づくりがメインとなっており、主な施策の方向性の「(2)健康づくり活動のさらなる充実」を(1)とすべきではないか。

会長 施策の方向性の順番について意味はあるか。

事務局 トータルで見ると、表題からしても健康づくりが上にあるため、目指すまちの姿とうまく対応するように並び替えを検討したい。

委員 今の重点テーマの扱いの考え方と違うかもしれないが、健康づくりは多摩市のこれからをつくる重要な一つのまとめりであることは間違いないので、横断的な取組として医療、介護、健康づくりの場、まちづくり、市民の意識などをパッケージ化したアピール性のあるプロジェクトとして、そうしたプロジェクトがいくつかあってもよいと感じる。最終的に、イラストや漫画、施策体系図などでまとめるのもよいかもしれない。

会長 まとめ方について、大きな話から各論に進めた方がわかりやすい。一方で、担当課としては施策としてのウエイトの大きさという判断軸もある。

事務局 個別計画のまとめ方に即してこちらの施策や施策の方向性などの並び順となっている場合もあるため、所管課に確認する。

委員 擁護、支援、ハード整備が主だったところであるが、ここに成長の視点も入れるとよい。健幸都市宣言、自治基本条例を考えると、成長とは障がい者や高齢者が健常者と同じ社会基盤で輝ける人材である、との視点が必要と感じる。政策A(子ども・学校教育分野)では成長が当たり前のこととして記載されているが、政策Bでは守りが優先されている。人生100年時代を皆が成長して生きていくといった内容にしてはいかがか。

事務局 基本構想の議論で、成長が求められると負担と感じる場合もあるとの意見もあった。一方で障がい者や高齢者もいろいろな形で活躍されているので、単純に支える・支えられるという関係ではないというところは記載したい。

委員 政策Bだけではなく全体を通して、支える・学び合うというようなベーシックなところを重視していて、どこがポイントであるかがあまり読み取れなかった。「支え合う」ことをどう解釈しているか疑問を感じている。ここでは身近な拠点を整備することなどが書かれており、施策2の権利擁護に「支え合う」が入ってくるのだと思う。施策1~4は何らかのネガティブな要素があるものを皆で支え合っていくことが基本的に重視されていて、福祉の概念がそこで止まっている気がする。「権利」が複数回出てくるが、どういった意味合いで用いているかお聞きしたい。

一方で、孤立、生きにくい、居場所が見つからないなど、見えないところに福祉が必要なケースが増えていて、必ずしも健康面や加齢に伴う課題だけではないと感じる。施設の整備、委員や制度も重要だが、それだけで解決できないものが露わになってきている。背景として、もともとニュータウンとしてできたまちで、いろいろな世代が混ざり合いながら暮らしていく場所に変わりつつあるところに向けた福祉とは何か。支え合うことで、このまちではどのように暮らせるか、情報を整理しまとめていただきたい。

委員 今の意見に賛同する。例えば再犯防止では、背景には個人の経済、家族などがベースにある。高齢者の窃盗(万引き)を例に挙げると、お金に困って日用品やお弁当などを万引きする人もいるが、大切なものをなくした人、家族がいない、人との交流がない寂

しきから犯罪を犯す人たちもいる。「多様な支援を推進する」とあるが、人間として生活していくうえでのベースをカバーするための何かが必要なのだと思う。見守りは大切だが、では具体的にどのようにその人を支えられるか。

会長 施策2の「地域福祉と権利擁護の推進」での権利は財産権などの権利をターゲットとしているのか、それを分かり易く伝えるべきとの意見が一つ。もう一つは権利はもう少し広い意味ではないかとの意見。

事務局 権利は本来もう少し幅広い意味になる。事業レベルでは成年後見関係になる。

委員 みんなで支え合う、認め合ううえで一番大切なものは権利だと思う。権利があるから認め合う。成り立たせる一番基本的なものが権利と考える。

委員 権利擁護とは人として持つべき権利という意味合いもあるが、高齢者が自分の財産などを管理できなくなったときに、専門家が寄り添ってカバーする等という意味もある。

委員 権利を持っているという意味と、その権利を脅かされるという面もある。目に見える部分だけではなく、明らかに表せない状態をそこまでいかないためにどうするかについても、少し踏み込めるとよい。

委員 一歩二歩踏み込んで、では権利擁護はどういうときにどのように使うか、どのような窓口があるかなど、具体的な取組を記載してほしい。素晴らしい説明や施策がある中で、読み流すだけではもったいないので、端的に詳しく、必要な人が利用できるような説明があると、より活用できる。

会長 権利擁護は、福祉の中で成年後見制度に関わる対象という用語の使われ方をしていると思うが、「地域福祉及び権利擁護の推進」のターゲットは財産権等の権利として使われていることなのか、もっと広い意味があるのか。

事務局 権利擁護には本来広い意味があると思うが、事業レベルでは成年後見人制度のことを指している。

委員 みんなで支え合う・認め合うことは実現してほしいが、そのために一番大切なことは権利の部分だと思っている。産業、市民活動など政策はいろいろあるが、ここでいう権利、福祉業務の捉え方はその核であり、まちや住む人が変わるからこそ重要である。「権利」という言葉の使い方は意識するとよい。

会長 ここではターゲットに再犯や成年後見制度の事業が入っている。ここでの使い方と、もう少し広い意味での権利の概念があるので検討の余地はある。

## ○政策C 地域で学び合い、活動し、交流しているまちの実現

事務局より 63-3 政策C施策1について説明。

会長 平和、人権、男女平等が1つの施策となっているのはなぜか。

事務局 市には平和人権課という組織があり、平和啓発を担っており、平成十数年頃から力を入れてきた。その課で平和、人権、男女平等の3つを担っていることから施策体系に反映している。

委員 「(1) 平和事業の充実」の「多摩市平和展」「子ども被爆地派遣事業」に関して、大学の学生がこの数年間平和展に出演したり、広島への被爆地派遣に同行したりしてきた。

今年には長崎に派遣する予定である。この取組に関わってきた中で、戦争を経験した人が少なくなっていること、実際に経験していない我々の知識も非常に少ないことを自覚している。「戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ伝えます」という文言については、「若い世代～」とあるが、子どもたちと一緒に大人も戦争の悲惨さを学び、平和の尊さについて考えて、それを次の世代に伝えることが必要であると考えている。ここをもう少し詳しく書いていただきたい。植物や動物も含めた誰もが自由に安心して生きられるという当たり前の状態が踏みにじられている究極の形が戦争であり、女性や障害のある人など、弱い立場にある人が虐げられる構造を社会がつくってしまうことを考えると、「平和・人権・男女平等」を最初に置くことに意味はあると感じている。多摩市として社会はどうあるべきかという理念を世界に向けて打ち出すうえでは、施策1はとても重要な考え方、ビジョンと考える。一番大切なことは、戦争の悲惨さ、暴力の理不尽さについて、市民全体が学ばなければいけないと思うので、この事業は若い世代であるが、すべての世代の参画が自然に行われるような市になってほしい。

委員 先ほどの議論にあった権利については「人権」に包括されるようなものであり、私も人権は多摩市としてアピールするべきと考える。人権とは何かを記載するとよい。イメージとしては人間として認められ、差別されずに尊重されて自分の意志で活動できる、誰にも支配されない、活動自体・生きていること自体に価値があるということが人権であると思う。これが多摩市のまちづくりの基本であるとどこかでうたってはいかがか。人権問題の全体像の共通認識を持てるとよい。

また、「(3) 男女平等参画社会の実現に向けた取組」の「DV等のあらゆる暴力の根絶のための施策を展開していますが、社会状況の変化などを踏まえ、2026(令和8)年度に向けて見直しを行います」とあるが、なぜ見直しを行うかが見えないので、見直しの方向性を書いてはいかがか。

会長 男女とカテゴライズすること自体、日に日に議論が巻き起こっている中、男女共同参画という言葉はこのまま残すのか。国の方向性としてはいかがか。

事務局 国の方向性は把握できていないが、このままいくのか読み切れないところはある。

委員 「(2) 人権課題に対する取組の推進」が少し弱いと感じる。「人権擁護委員や法務局等の関係機関と連携しながら、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念に基づき、一層効果的で多様な学習の機会を提供していきます」とあるが、現状と課題では「障害、高齢、性別、性的指向・性自認、外国人であることを理由とする偏見や差別だけでなく、文化や価値観の違い」と広く述べているので、これを受ける形で普及啓発、講演会、シンポジウムなどにより人権意識を高めていくといった書き方がよいのではないか。

事務局 全体の課題についてはあらゆる世代に当てはまる記載に修正する。また、戦争を実際に体験した方が少なくなっている中、日野市、国立市と戦争体験アーカイブに取り組んでいる。人権に対する取組の記載が薄いとの指摘については現状と課題の内容に対応する形に修正する。

事務局より 63-3 政策C施策2～3について説明。

委員 施策2「(3) 多文化共生社会の実現に向けた取組推進」で「令和6年度に策定予定の(仮称)多文化共生推進基本方針に基づき、これらの取り組みを推進し、多文化共生社会の実現を目指します」とあるが、「～を推進するため、令和6年度に(仮称)多文化共生推進基本方針を策定し、多文化共生社会の実現を目指します」等として、方向性を基本計画の中に入れられないか。

また、施策3は非常に重要だと思っている。「(1) 地域で活動する人・団体を応援するしくみの導入【支える】」の「中間支援機能を担う団体による伴走支援」や「多活動マッチング型の地域プラットフォームづくり」はどういうことなのか、これらは重要なものになりそうであるため、絵で説明してはいかがか。ネーミングはいいが、今の説明ではそれぞれの団体が代表者を出して話し合うだけに見える。「支え合い・認め合い」を実現するしくみとしてコミュニティの人間関係が地域づくりにあると思う。象徴的な事業として成り立ち得るものなので大事にしたい。

事務局 具体的な内容はこれからの議論になる。地域協創については、別の委員会でも検討しながらモデル地区で実施している。図表を入れる余地があるため、イメージを記載するなど工夫したい。

会長 「安心して暮らせる多文化共生社会」を目指すとするが、外国人コミュニティはできているので普段は困っていない。交流があまりないため、困っていることが見えず、交流の糸口が見えない、と学生から聞いている。言語等で困っている人という切り口が強いと感じるので、こちらの認識については後々教えていただきたい。

委員 【支える】【つなぐ】【掘り起こす】について、他自治体とは異なる多摩市の特徴は、掘り起こされた人が次の人を支えていくというサイクルと考える。その趣旨を盛り込めるとよい。

委員 政策A、B、Cについて議論を行ってきたが、ここで一度A～Fの体系を再整理してはいかがか。基本構想では支え合う・学び合う、みんなで作ることが大切とした。そのために最も重視することが人権であるというところが骨であり、A～Fを動かすしくみとして地域協創がある。そのため、コミュニティづくりはA～Fのすべてに含まれる。レイヤーの異なる言葉が入っているため、混乱することになる。施策全体の中で、支え合う・学び合うが貫くところであり、地域協創やコミュニティが全体を動かし、また循環していくという構造を整理してはどうか。

会長 前段階で重点課題を検討した際、何を横串にするかという整理を行った。協創も健康まちづくりと一緒に、大上段に構えるところがある。コミュニティを横串としている自治体も多い。地域福祉で議論になった「権利」については、人権を意図しているところがある。すべてに関わるものをどこかに押し込めるとわかりにくくなる。そのため議論しにくい構造になっているところはあると感じる。

委員 基本構想で議論したことについて、計画では施策として具体的に議論できる。

会長 政策や施策に落とし込まれたとき、事業や施策からボトムアップで来ているため、どうしてもわかりにくくなる。どのレイヤーかについてはここで整理するというより、建付けがどうなっているか、全体の位置づけを整理する必要がある。

事務局 政策Cはすべてに関わるのはその通りである。今思いついた案として、ドーナツのイメージで、中心にC、周りにそれ以外の5分野、中心の軸に人権や平和を置くのはいかがか。

委員 お話の案が一つの解決策であることはわかるが、私の捉え方としてはCだけでなく、施策は全てある意味で横串である。例えば、都市をつくるから子どもが育ち、コミュニティもできるという意味で都市づくりは横串である。また、子育ても健康づくりも横串的なものである。今回はそこを強調したい。今後の進め方としては、基本構想の段階でつくった6つの柱のまま進め、その中で重要な横串となっているものなどをパッケージとして絵でも示すなどとしたい。

会長 現在の6本の柱の位置づけをまずは視覚的に把握しやすい形で整理し、共有したい。

### 【3 その他】

事務局 次回審議会は、7月20日19時から、301会議室で開催する。

委員 次回、議論予定の施策Dの農業施策について、都市農業では農業の持つ多面的な機能が非常に大切であるため、次回議論においてはそれらの観点を含めて議論いただきたい。

会長 これにて第5回審議会を閉会する。

### 【閉会】

以上